

(4) [令和3年(2021年)9月21日]

決算審査特別委員会(健康福祉分科会 第1日)

質問項目

(健康福祉局関係)

- (1) 障害者(児)ショートステイ事業及び中央療育センター運営事業費について
- (2) 介護予防について
- (3) 動物愛護について
- (4) 葬祭場運営について

(1) 障害者(児)ショートステイ事業及び中央療育センター運営事業費について

◆織田勝久 委員 小事業名で事前に質問の通告を出しております。1番最初、1番目以降はちょっと順番を入れ替えてやりますので、よろしくをお願いします。

まず、障害児のショートステイ事業及び中央療育センター運営事業費について伺います。医療的ケアを必要としない障害児童に対して、入所とショートステイを受け入れる市内唯一の機能が中央療育センターに設置されております。昨年の指定管理事業者の選定において、1者選定により、引き続き本年から5年間、社会福祉法人同愛会が行うことになったわけであります。このショートステイ利用中の、当時9歳の児童が亡くなるという事件が2016年12月にありました。この児童名をマサカズ君としておきます。過去3年間のショートステイの稼働率を見ると、2018年が42.2%、2019年が20.1%、2020年が25.2%と、いずれも低い数値になっています。唯一の施設であるのに、この利用状況の低い理由について伺います。さらに、単年度の指定管理料も、おおよそ6億円のうち、ショートステイ部分に関わる費用は幾らなのか、健康福祉局長に伺います。

◎宮脇護 健康福祉局長 中央療育センターの運営事業費についての御質問でございますが、初めに、

ショートステイの利用状況につきましては、通学のある平日の利用希望は少なく、土日祝日に利用希望が多いことから、例年、稼働率は高いものではございませんが、その中で直近の2年間につきましては、コロナ禍の影響により、冠婚葬祭をはじめ、保護者等が外出する機会が減少しているため利用率が低くなっているものと考えております。次に、指定管理料のうちショートステイ部門に関わる費用につきましては、約1,000万円を見込んでいるところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 2018年度でも約4割ということでございますから、必ずしもコロナ禍だけが理由ということでもないような気がしますので、費用が1,000万円ということと併せて、さらに利用実態の分析、さらに利用がしやすくなるような環境整備、議論、検討をお願いしたいと思います。

それで、このマサカズ君の事件の検証に関わる有識者会議から、マサカズ君の御両親、御兄弟をはじめ、マサカズ君の地域での育ちに関わった方々――市中央療育センター入所施設児童死亡事件の検証を求める会という方たちでありますが一時的ヒアリングが7月26日に行われたわけでありまして。この時点でも、亡くなってから既に4年半が経過していたわけでありまして。当日の約1時間半での聞き取りでは、時間と内容が十分に有識者会議側に伝え切れていないのではないかと懸念して、8月31日に事務局を通じて有識者会議に対して、7月26日の有識者サイドからの照会への回答と併せて、家族ら側からのマサカズ君の育ちや日常生活環境に関する補足資料などを提出をしたわけでありまして。7月26日に先駆けて、事件裁判に関わる弁護士が手配をいたしました法医学の専門家からの鑑定書の写しも添付をして、有識者への重要な参考資料の提供をしたわけでありまして。1か月以上経過をして、いまだに何の回答や反応もないということですが、この追加文書は有識者には伝達されているのか伺います。伝達されているのであれば、その期日も伺います。また、この追加文書と鑑定書は極めて重要な内容と認識しておりますけ

れども、特にこの鑑定書につきましては、マサカズ君の司法解剖時の写真にひっかき傷や青あざが認められるということについて、専門の法医学者が、これは医学用語を使った硬い表記になっておりますが、ここでは口語で話させていただきますけれども、爪でひっかかれたものによる、そういう傷があると。それから、ひっかき傷やお尻の青あざは、体を押しつけられた、または拘束されたときにできた可能性が高いと。それから、お尻のあざは、殴られたり蹴られたりしてできた可能性が高いと。そして死因については、鼻や口を塞いだことによる窒息死を死因として選択することは合理的であると、そんなようなことが書かれているわけでありまして。そのような鑑定書などもお出ししているわけでありましてけれども、この内容について、これらの追加資料について、市長と健康福祉局長には伝達されているのか伺います。伝達されているのであれば、その期日を伺います。この追加文書の局としての扱いについても伺っておきます。健康福祉局長に伺います。

◎宮脇護 健康福祉局長 中央療育センターについての御質問でございますが、初めに、8月31日に検証を求める会の事務局から送付された文書につきましては、9月3日に各委員に伝達したところでございます。次に、この文書や鑑定書につきましては、当時の児童の生活状況や事故当日の状態が記された資料であり、今後の有識者会議での再発防止を目的とした意見交換の中で活用させていただきます。また、これらの文書は有識者会議の事務局を担う障害保健福祉部において管理しており、その概要を含め、有識者会議の状況については適時報告を受けているところでございます。本市の検証内容に係る御意見、御要望も多くいただいておりますため、各事項について整理を行いながら検証を進めてまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、御答弁いただきましたので、とにかくマサカズ君の保護者や、また、この児童死

亡事件の検証を求める会の皆さん方への丁寧な対応を求めています。そして、そもそもこのマサカズ君の案件は、有識者会議が発足する以前から虐待が疑われる可能性のある事案ということでありました。児童福祉法に基づく児童福祉審議会での審議対象になる可能性について、健康福祉局長に簡潔に伺います。

◎宮脇護 健康福祉局長 児童福祉審議会についての御質問でございますが、所管はこども未来局でございますので、審議対象となる条件の詳細は不明です。ただ、虐待が疑われる可能性があるということであれば、審議が行われることもあると考えられます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 所管が健康福祉局ではなくて、こども未来局ということでもありますけれども、引き続き、ぜひ事務局同士でしっかり話を詰めて、確定をさせていただきたいと要望申し上げます。経過をしっかりと見ていきたいと思えます。それから、そもそも有識者会議をつくっていただいたときも、これは同愛会がつくりました事件の調査報告書の中身については疑問が多いということの御判断を局としてもいただいたわけですから、そういうことも含めて、今後の対応をしっかり見ていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 介護予防について

次に参ります。介護予防について伺います。まず、介護予防短時間通所型サービス、いわゆる A 7 とその見直しについて伺います。これまで運動器機能向上加算と事業所評価加算の仕組みがうまく連動していない課題を指摘してきました。このたび、この国の加算に本市の独自施策として職員配置体制加算及

び身体機能維持・改善実績加算を、言わば2階建て部分として整備をする予定と聞いているわけであり
ます。介護予防通所型サービス、いわゆるA6事業所を新規加算制度によりA7事業所へ誘導するこ
とを目的としております。現状、A6でサービスを提供している事業者がA7に移行しても、新規加算とは
別に、これまでの運動器機能向上加算等を併用しながら算定ができるのか、健康福祉局長に伺います。

◎宮脇護 健康福祉局長 介護予防短時間通所型サービスについての御質問でございますが、本サー
ビスにつきましては、第7期計画の目標値に達しておらず、利用者の選択の幅が狭くなっていること、また、
新型コロナウイルス感染症の影響により提供実績が低下しており、身体機能低下が懸念されているところ
でございますので、これらの状況を踏まえ、日中の受皿として拡充することを目的とし、加算項目を本市独
自に新設するところでございます。新たな加算につきましては、介護予防通所型サービス事業所に、本サー
ビスへ参入いただける状況を設定するため、運動器機能向上加算等と併せての算定を可能としておりま
す。以上でございます。

◆織田勝久 委員 介護保険課長、来られていますね。今、局長のほうから新たな加算につきましては
ということで、運動器機能向上加算等と併せてと答弁いただいたのですけれども、この運動器機能向上
加算等の等には、事業所評価加算も含まれていると理解してよいのか、そこだけ教えてください。

◎青木一広 介護保険課長 御質問のあったとおりでございます。以上です。

◆織田勝久 委員 ありがとうございます。次に、新規加算について、今、要綱を策定中とお聞きしてお

ります。実施の時期について健康福祉局長に伺います。

◎宮脇護 健康福祉局長 介護予防短時間通所型サービスについての御質問でございますが、本加算につきましては、要綱等の所要の整備を行い、令和3年10月1日からの実施を予定しております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 早速そういう形で運用いただけるということでございますので、制度の疎漏なきを期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。それから、これも前にも指摘をさせていただいているのですが、要介護者ではなくて要支援者のケアプランを作成するに当たり、地域包括支援センターがほかの事業所に委託するケースが増えているということを仄聞するわけであります。調査いたしますと、約6割にも達しているということであります。そもそもケアプランは地域包括のケアマネが作成するのが大原則となっているわけであります。ケアプランの作成単価が要介護者に比較して半額以下と安いこと、さらには地域包括の業務負担が年々増えていることなどの要因を指摘し、これまでも改善を求めてまいりました。地域包括支援センターの負担を軽減し、ケアマネ本来の役割を果たせるような本市としての改善の取組を健康福祉局長に伺います。

◎宮脇護 健康福祉局長 地域包括支援センターについての御質問でございますが、地域包括支援センターの業務負担の軽減につきましては、令和2年度に専門職を増員するなど体制強化に取り組むとともに、報告書等の様式簡素化、会議等の統合、見直しによる回数削減等を進めてまいりました。また、介護予防ケアプラン作成につきましては、介護予防に資する支援の提供のため、地域包括支援センター

が担うこととされていますが、プラン作成がほかのセンター業務を圧迫することがないよう、介護保険法において作成業務の一部を委託することが認められております。本市においては、令和元年度に委託先確保のために独自加算を設けたことと併せて、研修の開催や各センターによる適切な支援により、委託先事業者との円滑な連携に努めているところでございます。今後につきましても増加が見込まれる相談ニーズに適切に対応するため、センターの業務効率化等に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 先ほど指摘しましたケアプランの策定の報酬などにつきましては、今までも言っているのですが、ぜひ主管課長会議などで国のほうに強力にその改善を求めるということを引き続きお願いをしたいのと、あと、地域包括がもうパンクしてしまっただけで、今、本当に地ケアも含めて全然動かなくなるわけでありまして、地域包括支援センターの業務過多を少しでも軽減するというところにこれまで以上に本腰を入れて取り組んでいただきたい、これは要望を申し上げておきます。

(3) 動物愛護について

次に参ります。動物愛護について伺います。私も毎日、猫に癒やされている猫派でございますけれども、本市で活躍するボランティアであるかわさき犬・猫愛護ボランティアについて、これは地域猫サポーター制度が発足する前から活動しているボランティア団体であります。日常的に行政からの要請に取り組み、また近年は、地域包括支援センターとの連携なども目覚ましい活動をしていると理解をいたしております。本市の当会の活動への評価、期待を健康福祉局長に伺います。

◎宮脇護 健康福祉局長 かわさき犬・猫愛護ボランティアについての御質問でございますが、かわさき

犬・猫愛護ボランティアは、本市が推進する適正飼養及び動物愛護精神の普及啓発に自主的に協力いただくため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づき登録いただいております。地域における適正飼養の普及啓発や、動物愛護センターにおける譲渡会の運営支援、子猫の飼養管理等について御協力いただいております。今後も人と動物が共生する社会の実現のため、本市が推進する動物愛護の普及啓発や、災害時における動物の避難、保護等にお力添えをいただきたいと期待しております。

以上でございます。

◆**織田勝久 委員** ボランティアの皆様の日頃からの御尽力に心から敬意を表しておきたいと思っております。次に、公営住宅における犬猫ペットの飼養が現実的な課題となっているわけでありまして。かわさき犬・猫愛護ボランティアの皆さんから、まずはその実態の把握を行う必要があるのではないかとこの提案をいただいております。この対応について、動物愛護と高齢者施策の立場から、健康福祉局長、市営住宅を管理する立場から、まちづくり局担当課長にそれぞれ見解を伺います。

◎**宮脇護 健康福祉局長** 動物愛護についての御質問でございますが、高齢の方々には、御自身の体調等により入院、入所等のため、御自宅を離れる必要が生じたときのペットの飼養に課題があるものと認識しております。そのため、本市では介護支援専門員を対象とした会議などの場で課題認識の共有を行っております。飼い主はルールやマナーを守り、周辺環境に配慮して、必要なしつけや健康管理等により適正飼養する必要がございますので、本市におきましては飼い主を対象としてリーフレット等により適正飼養に関する普及啓発を行っているところでございます。以上でございます。

◎内藤聡夫 まちづくり局市営住宅管理課担当課長 市営住宅でのペット飼育についての御質問でございますが、市営住宅においては、入居者による犬猫などの動物の飼育は、補助犬の場合を除き禁止しております。現状につきましては、入居者が動物を飼育しているケースがあり、近隣住民からの苦情が寄せられている案件などが本年 8 月現在で86世帯ございます。なお、これらの世帯に対しましては状況確認を行い、改善について口頭や文書で働きかけを行っているところでございますが、迷惑行為が改善されない場合には、明け渡し請求の対象となることもございます。市として動物の飼育の実態を把握していくことは、住環境の保全のためにも有用であると認識しておりますので、調査の手法等につきましては、他都市での例を参考に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ただいま、まちづくり局のほうから、市営住宅のペットの飼育の実態把握について検討していくという見解をいただいたところであります。これを受けて、健康福祉局の見解を健康福祉局長に伺います。

◎宮脇護 健康福祉局長 まちづくり局の見解についての御質問でございますが、市営住宅における動物飼育の実態把握につきましては、例えばアンケートを実施するのであれば質問内容を検討するなど、健康福祉局として協力できることは協力していきたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 大変前向きな御答弁をいただいたと思っております。まちづくり局と健康福祉局としっかりと連携をして、市営住宅、公営住宅の犬猫のペットの飼育の実態を把握するという取組も進めていただきたいと思います。経過を見てまいりたいと思います。

(4) 葬祭場運営について

次に参ります。葬祭場運営経費について伺いたいと思います。この委員会でもやらせていただきましたが、北部斎苑の弔問客に対する駐車場利用の改善を求めてきました。現時点での改善について、改善に向けての方向性とその内容を生活衛生課長に伺います。

◎藤田弓実子 生活衛生課長 かわさき北部斎苑の駐車場についての御質問でございますが、令和2年9月に完了した駐車場改良工事により、一般会葬者用の駐車場を新たに10台分設けたところがございます。現在はなるべく多くの方々に御利用いただけるよう、30分以内の御利用を条件としておりましたが、今後は駐車時間について柔軟に対応することで、より多くの方に御利用いただけるよう改善を図ってまいります。また、北部斎苑の駐車場には限りがあるため、来苑の際には、公共交通機関を御利用いただけるよう、一般会葬者向けに分かりやすい御利用案内を作成し、改めてホームページ等で周知を図ってまいります。以上です。

◆織田勝久 委員 当面、一般会葬者用の10台の柔軟な対応を本当にお願ひしますね。それから、これは委員会で申し上げましたけれども、会葬者用のマイクロバスなどの足の確保の検討も引き続きお願いしておきたいと思ひます。終わります。